

福 岡 県 知 事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小 林 登

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における
対応について（答申）

令和 4 年 9 月 28 日 4 広第 1 2 1 3 号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

項目	条例要配慮個人情報	関連条文	改正法	60 条 5 項
			現条例	3 条 3 項
概 要	<ul style="list-style-type: none">・改正法では、本人に対する不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。・上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として条例要配慮個人情報を条例で定めることが可能。			
検討事項	<ul style="list-style-type: none">・条例要配慮個人情報の追加について			
審議会の結論	<ul style="list-style-type: none">・福岡県では、「部落差別解消推進法」の制定後、他の都道府県に先駆けて「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行するなど、同和問題の早期解決を県政の重要な課題と位置づけ積極的に取り組んできた経緯を有する。・こうした事実を鑑みれば、同和地区の所在地に関する記述が含まれる個人情報について、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、「条例要配慮個人情報」を規定することは適切と判断する。			